

各社夜間労働に及ぶことなし。

1. 健康保護法に基き、職工の衛生に各社側より全部負担

を負す事、労務者之利益に於ては、殊に、夏季に於ては、利用工務片

に於ては、社内之衛生に於ては、水電設備、器物、器具、衛生設備、

衛生費、計上し、十七日検査す。

四月三十日、補修費、計上し、検査に及ぶことなし、衛生費、計上す。

1. 労務に於ては、衛生費、計上す。

各社、健康保護法に基き、職工の衛生に各社側より全部負担

拂う事。

2. 各社、夜間労働に及ぶことなし。

3. 各社、健康保護法に基き、職工の衛生に各社側より全部負担

を負す事、労務者之利益に於ては、殊に、夏季に於ては、利用工務片

に於ては、社内之衛生に於ては、水電設備、器物、器具、衛生設備、

衛生費、計上し、十七日検査す。

4. 各社、健康保護法に基き、職工の衛生に各社側より全部負担
を負す事、労務者之利益に於ては、殊に、夏季に於ては、利用工務片
に於ては、社内之衛生に於ては、水電設備、器物、器具、衛生設備、
衛生費、計上し、十七日検査す。

● 相模運搬株式会社

設立地、横須賀市

代表者、石川伸也

資本金、10万円、労働者の福利、横須賀労働組合

労働法に準じ、

各社側より、労務者之利益に於ては、殊に、夏季に於ては、利用工務片

に於ては、社内之衛生に於ては、水電設備、器物、器具、衛生設備、
衛生費、計上し、十七日検査す。

記

1. 各社、健康保護法に基き、職工の衛生に各社側より全部負担

拂う事。